

広報紙「広報かがやき」有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、呉市川尻町地区社会福祉協議会が発行する広報紙「広報かがやき」(以下「広報紙」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張を含むもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告掲載をする広告として不適当であると呉市川尻町地区社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載のできる広告に関する基準は、別に定める。

(広告を掲載できる事業者等)

第3条 広告は、次の各号のいずれかに該当する場合に掲載することができるものとする。

- (1) 川尻町内に事業所等を有する事業者等
- (2) その他、会長が適当と認めるもの

(掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、広報紙表紙の下部とする。ただし、広報紙の編集状況に応じて、位置を変更することがあるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、募集枠数及び広告掲載料は、原則、次のとおりとする。

規格	募集枠数	広告掲載料
縦27mm×横88mm	4枠/月	1枠あたり月額 10,000円(税込み)

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、広報かがやき広告掲載申込書兼広告掲載・不掲載決定通知書(様式第1号)に掲載しようとする広告原稿を添えて、広報紙発行の前月20日までに会長に提出しなければならない。ただし、申込みは、広報紙発行の3ヶ月前の20日からできるものとする。

2 申込みは、原則1枠とし、掲載の期間は1回を単位として6回連続して掲載することができる。

3 申込みは、掲載希望年月の到来が早いほうを優先するものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 会長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る広告の内容について掲載の可否を審査した後、掲載の可否を決定するものとする。

2 広告の掲載が適当と決定した件数が募集枠数を超える場合においては、会長が申込者にかわって抽選を行う代理抽選により掲載する広告を決定するものとし、抽選は、公開で実施するものとする。このほか、公開抽選に関する要領は別に定める。

3 会長は、広告の掲載又は不掲載を決定したときは、広報かがやき広告掲載申込書兼広告掲載・不掲載決定通知書(様式第1号)により、その結果を申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する方法等により、指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

(広告掲載の取消し等)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催促その他何らの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき

(2) 指定された期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき

(3) 第2条に該当したとき

2 会長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。この場合において、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第11条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、その全部又は一部を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第12条 この規定で定めるもののほか必要な事項については、呉市川尻町地区社会福祉協議会で協議し、決定する。

付 則

この要綱は、平成25年6月26日から実施する。

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。